

議 案 第 84 号

平成28年度及び平成29年度に係る松戸市保育士就職支援資金  
貸付金の返還に係る債務を免除する条例の制定について

平成28年度及び平成29年度に係る松戸市保育士就職支援資金貸付金の返  
還に係る債務を免除する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新たに資格を取得し、市内の民間保育所等に勤務することが決定した保育士  
の就職準備の支援を目的に、当該保育所等に貸し付けた平成28年度及び平成  
29年度予算に係る資金の返還債務を免除するため。

平成28年度及び平成29年度に係る松戸市保育士就職支援資金  
貸付金の返還に係る債務を免除する条例

市長は、平成28年度及び平成29年度の予算に係る次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が同表中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、同表右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
保育士 就職支 援資金	新たに保育士資格を取得し、市内の民間保育所等に勤務することが決定した保育士（以下「対象保育士」という。）に就職準備金の貸付け等を行う保育所等を運営する法人に対して貸し付けた資金	<p>1 借受人が採用した対象保育士が、次の各号のいずれかに該当し、借受人が、就職準備金の返還債務を免除したとき。</p> <p>(1) 当該保育所等に引き続き2年間（災害、疾病、出産等のやむを得ない事情により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。</p> <p>(2) 前号に規定する勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき又はその職務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。</p> <p>2 その他市長が特に必要があると認めたとき。</p>	債務の全部又は一部

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。